地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第十号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十一号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十二号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十五号及び第十六号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同項の表第四十号(1)及び(2)中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十二号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十四号中「平成八年度」を「平成九年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同表第四十五号中「平成八年度」を「平成九年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同表第四十九号中「平成十三年度から平成二十八年度まで」を「平成十三年度から平成二十九年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(8) 地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度において起こすことができることとされた地方債の額	――

第十二条第三項の表第五十号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和六十一年度」を「昭和六十二年度」に、「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同項第九号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十号中「平成八年度」を「平成九年度」に改め、同項第十一号中「平成八年度から平成二十八年度まで」を「平成九年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第十四号及び第十五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改める。

附則第四条の見出し中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条中「平成二十九年度に限り」を「平成三十年度に限り」に、「九千九百億円」を「六千七百五十億円」に、「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」を「三千二百五十七億三千七百四万円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、「三千八百七億円」を「三千三百六十七億円」に改め、同条第三号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「六千六百五十億五千七百八十万円」を「千六百五十五億三千四百五十万円」に改め、同条第四号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に、「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十一兆六千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条第五号中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「三十二兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十二兆百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同条第六号中「平成二十九年度」を「平成三十年度分」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第二項中「平成三十年度から」を「平成三十一年度から」に改め、同項の表中

三千三百六十七億円	を削り、同条第三項中「平成三十年度」を「平成三十一年度」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である二千二百四十五億八百六十万円について、平成三十四年度から平成三十八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円をそれぞれ減額する。

附則第四条の三の見出し中「平成三十年度及び」を削り、同条第一項中「平成三十年度及び」を削り、「当該各年度分」を「同年度分」に改め、同条第二項中「平成三十年度及び」及び「の各年度」を削り、同項第一号中「当該各年度」を「平成三十一年度」に改める。

附則第六条を削る。

附則第五条の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第六条の二の見出し中「平成二十九年度から平成三十一年度まで」を「平成三十年度及び平成三十一年度」に改め、同条第一項中「平成二十九年度」を「、平成三十年度」に改め、「平成三十年度及び」を削り、同項第一号中「二兆二千百七十四億八千五百八十八万六千円」を「二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円」に改め、同項第二号中「一兆八千二百七十七億五千六百三十一万四千円」を「一兆八千十二億二千三百四十四万五千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十九年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第七条の四の見出し中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改め、同条中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条各号中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改め、同条中「平成二十九年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十九年度震災復興特別交付税額」を「平成三十年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十八年度震災復興特別交付税額」を「平成二十九年度震災復興特別交付税額」に、「三千二百五十七億三千七百四万円」を「三千四百六十三億五千二百五十八万三千円」に改める。